

## ○弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会運営規則

平成26年 3月20日弘前市規則第 8号

改正

平成27年 3月31日弘前市規則第14号

平成30年 9月28日弘前市規則第38号

## 弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）第5条の規定に基づき、弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長等)

第3条 懇談会に座長及び副座長各1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の懇談会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成27年3月31日弘前市規則第14号）

この規則は、弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成27年弘前市条例第1号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（平成30年9月28日弘前市規則第38号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。